

損害賠償の賠償終期について

第二東京弁護士会 弁護士 小海 範 亮

1

中間指針・第二次追補とは何か(1)

➤原子力損害賠償法

→原発事故の損害賠償に関して、被害者保護を図る法律。

→原子力事業者(本件では東電)の無過失責任・保険加入・国の援助。

➤この法により、原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)を設置。

→文部科学省管轄。

→原子力損害の賠償に関する紛争について、損害の範囲の判定の指針などを定める。

➤審査会委員は、大学法学部の教授や放射線関係の研究者。

中間指針・第二次追補とは何か(2)

➤これまでの指針の策定状況

平成23年 4月28日 第一次指針

5月31日 第二次指針

6月20日 第二次指針追補

8月 5日 中間指針

12月 6日 中間指針追補

平成24年 3月16日 中間指針第二次追補

◎現在の賠償方針の基礎となっている中間指針は、事故後半年も経たない8月の段階で定められたもの。

◎未だ「中間」指針であるが、最終指針の策定の時期は未定。

賠償終期につき何が書かれているか(1) ～中間指針第二次追補の内容～

旧緊急時避難準備区域について

【指針】

- ①第3期(平成24年3月11日～終期まで)の避難費用・精神的損害(慰謝料)は、第2期までと同様の賠償。
- ②上記第3期の精神的損害の具体的損害額は、1人月額10万円を目安。

賠償終期につき何が書かれているか(2) ～中間指針第二次追補の内容～

旧緊急時避難準備区域について

【指針】

③終期については、避難指示の解除から相当期間経過後に生じた損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならない。

↓（緊急時避難準備区域は平成23年9月30日解除）

「相当期間」は平成24年8月末を目安とする。

＝平成24年8月末賠償終期が原賠審（原子力損害賠償紛争審査会）の考え。

賠償終期は8月末に訪れるのか(1)

指針＝実務の運用とは限らない。

- 指針策定は国(原賠審)、賠償責任は東電にある。
- 中間指針は最低限の基準にすぎない。
→「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではない。」
- 実務上も、中間指針を超える賠償支払いがなされている場合がある(例: 第2期の慰謝料)。

賠償終期は8月末に訪れるのか(2)

マスコミ報道の内容

➤ 6月1日の報道内容

・東電の広瀬常務「指針上は8月末だが、(地域の)実態が大事。8月の状況を確認し検討する。」

➤ 6月18日の報道内容

・政府が以下を検討。

①中学生以下の精神的損害1人あたり5万円の継続。

②生活費増加分の賠償は平成24年3月まで継続(1世帯50万円程度)。

③事業所や農業などの営業損害は平成25年末まで、仕事を失ったことの就労不能損害は平成24年末まで継続。

➤ 6月23日の報道内容

・②を1人一括20万円に改める。

◎未だ賠償終期が確定したわけではないが、終期を意識した議論である。

賠償終期問題は解決したのか

予断を許さない状況である。

- 東電の思惑は？
- 旧緊急時避難準備区域の終期問題は、他の区域にも大きな影響を与える。
- マスコミ報道は確定した内容ではない。「状況を確認」という内容も曖昧。
- 中間指針の変更・改訂に関する議論は一切なし。

そもそも「賠償終期」とは何か(1)

損害賠償制度の目的は、被害者救済(=損害の填補)にある。

➤ これまでに被害者救済は十分に行われたといえるか。

→ 事故前と同等のレベルにまで生活は回復しているか。

→ 今後は被害は継続(発生)しないのか。

未だ原発事故は終息していない。

➤ これまでの精神的損害の賠償は、「日常生活阻害慰謝料」であるとされるが、それ以外の慰謝料賠償の提案すらないまま賠償の終期を迎えてよいのか。

→ 生活環境、自然環境が失われた(完全に回復しない)ことに対する慰謝料については議論を残したままの状態である。

そもそも「賠償終期」とは何か(2)

中間指針第二次追補が、8月末を終期とする理由

- ①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しである。
- ②生活環境整備には一定期間を要する見込みだが、第2学期が始まる9月までには市町村内の学校に通学できる環境が整う予定である。
- ③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要である。

そもそも「賠償終期」とは何か(3)

➤ 中間指針第二次追補が指摘する状況はあるか？

➤ 中間指針第二次追補自体が以下の指摘。

「但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当」

現状をよく観察しよう(1)

- ▶ ライフライン整備
- ▶ インフラ整備
- ▶ コミュニティの回復
- ▶ 除染作業の進行状況
- ▶ なぜ帰還できない住民がいるのか
- ▶ 帰還した住民は元の生活に戻れたのか

現状をよく観察しよう(2)

➤ 原子力損害賠償紛争解決センターの意見(3月8日)

「避難費用及び慰謝料の終期を現時点で定めることには反対である。」

「終期は、自宅に居住可能になることだけでなく、そこで必要な収入を得られる状態になることを基本に考えるべきである。」

「旧緊急時避難準備区域の現状は、当センターへの申立事件からうかがわれるところによれば、次のとおりである。」

現状をよく観察しよう(3)

▶ 原子力損害賠償紛争解決センターの意見(3月8日)

- ①人口が回復せず、物流が悪化、隣接する旧警戒区域のかなりが今後も無人のエリア、商圈の十分な回復や経済活動の活発化は期待できない。
- ②求人は十分でない。
- ③長期入院が困難で、分娩施設や小児科がないなど、医療体制への不安が強く、介護士がおらず在宅介護が貧弱で、重度の要介護者の受入れ施設はないなど、高齢者、妊婦や子供がいる世帯が自宅に戻りづらい。
- ④要介護者のうち寝たきり患者は、避難したままの状態。
- ⑤放射線量リスクに対する不安も強い。
- ⑥このような事情により、今後も避難を続けざるを得ない者が相当数いる。
→このような状況の下で一律の終期を定めると、将来、当センターにおいて、法律の趣旨に沿った適切な和解案を示せなくなることが危惧される。

何ができるか考えよう

- ▶ 地域の現状や生活実態を最もよく知っているのは、そこに住む住民自身である。
- ▶ 住民自らがその情報や要望を発信していかなければ、東電や国に伝わらない。原賠審の検討する指針にも反映されない。
- ▶ 身の回りの生活で起こる日々の記録、辛いことの記録化。隣人・知人との話し合い。意見集約・アンケート。
- ▶ 誰もが自由に戻れるような環境にまで回復したことが、賠償の終期を受け入れる条件ではないか。

終わり

ありがとうございました。